

別記様式第八号（第三十条第二項関係）

年 月 日

（都道府県知事
市区の長
福祉事務所設置町村の長）殿

（賃貸人）

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））
認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

居住安定賃貸援助賃貸住宅事業定期報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第49条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

認定番号	
住宅の名称※	
住宅の所在地※	

※複数棟ある場合は、「（いずれか一つの名称）ほか」と記載すること。

（例：Aハイツ、Bハイツ、Cハイツについて届け出る場合は「Aハイツ ほか」と記載すること）

別紙**I 認定計画の内容と現況との間の相違**

認定内容（直近の認定事項）と現在（ 年 月 日現在）の状況に相違がないかを記入してください。また、Iについて報告すべき事項があるときはその内容を記入してください。

※①～⑩、⑫、⑭及び⑮の内容に相違が「あり」の場合は変更申請してください。

内 容	相違の有無
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
② 居住安定援助賃貸住宅の位置	
③ 居住安定援助賃貸住宅の戸数	
④ 居住安定援助賃貸住宅の規模	
⑤ 居住安定援助賃貸住宅の構造及び設備	
⑥ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲	
⑦ 専用賃貸住宅の戸数 (戸数の増加は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑧ 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件 (家賃、敷金及び共益費の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑨ 居住安定援助の内容	
⑩ 居住安定援助の提供の対価その他提供の条件 (対価の減額は届出で足り、変更に係る認定申請不要)	
⑪ 法人である場合は役員の氏名 ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	
⑫ 未成年者である場合は法定代理人の氏名 (法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員の氏名の変更に係る認定申請不要) ※該当しない場合は「なし」と記入してください。	
⑬ 居住安定援助賃貸住宅の名称	
⑭ 着工又は竣工の年月	
⑮ 居住安定援助賃貸住宅に関する権利の種別及び内容	
⑯ 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先	
報告すべき事項があるときはその内容	

II 業務の法令適合性

業務の現在（ 年 月 日現在）の状況と法令との適合性について記入してください。

（適合性「なし」の場合、理由の欄に具体的に記載してください。）

項目	内 容	適合性の有無
書面の交付及び説明	① 認定住宅入居者*に対し、入居契約を締結するまでに居住安定援助の内容、入居契約の内容等について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
帳簿の備付け	② 認定住宅入居者*に対する居住安定援助の内容等を帳簿に記載し保存している。	
	③ 帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、5年間保存している。	
目的外使用	④ （該当する場合）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第50条第1項に基づき承認を受けている。 （該当しない場合は「なし」と記入してください。）	
その他 遵守事項	⑤ 業務に関して広告をする場合において、表示についての方法を遵守している。	
	⑥ 認定住宅入居者*に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者*に対し、その変更の内容について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	
	⑦ 認定住宅を良好な状態に保つように維持、修繕している。	
	⑧ 認定事業者自身を紹介することの対償として福祉サービス等事業者に金品等の利益を供与していない。	
	⑨ 認定住宅入居者*等を紹介することの対償として福祉サービス等事業者から金品等の利益を収受していない。	
	⑩ 居住安定援助について特定の認定住宅入居者*に対して不当な差別的取扱いをしていない。	
	⑪ 認定住宅入居者*が安心して生き生きと明るく生活できるよう必要な情報や居住安定援助を提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るように努めている。	
	⑫ プライバシーの確保に配慮した運営を行っている。	
	⑬ 居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、認定住宅入居者*に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう説明を行っている。	
	⑭ 業務上知り得た認定住宅入居者*の秘密を漏らしていない。	
	⑮ 職員が業務上知り得た認定住宅入居者*の秘密を、当該職員の退職後も漏らさないような措置を講じている。	
	⑯ 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画に照らして適切に業務を行っている。	
	適合性なしの理由	

※法第46条第1項に規定する認定住宅入居者（認定住宅に入居する住宅確保要配慮者）をいう。

Ⅲ 居住安定援助賃貸住宅事業の実施状況

1 認定住宅の入居状況

(1) 現在の状況 (年度末)

認定住宅 戸数①	うち専用賃貸 住宅戸数②	認定住宅	うち住宅確 保要配慮者 の入居戸数 ④	うち要援助 者 ^(※2) の 入居戸数⑤	空き戸数 ⑥ =①-③	専用賃貸住宅 の供給状況 ②≤⑤+⑥	専用賃貸住宅 の供給状況 不可の場合 の理由等
		入居戸数 ^(※1) ③					

(※1) 住宅確保要配慮者以外の者が入居する認定住宅の戸数を含む。

(※2) 「要援助者」とは、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第14条第1号柱書に規定する者のことをいう。

(2) 年度実績 (年度)

認定住宅入居戸数 (累計)	うち住宅確保要配慮者の 入居戸数 (累計)	うち要援助者の 入居戸数 (累計)

(注) 一の年度中に、一の住戸に2 (以上) の世帯が入居した場合は、「入居戸数 (累計)」は「2 (以上)」と記載する。(例: 4～9月にA世帯、10～3月にB世帯が入居した場合は、「2」と記載する。)

	低額 所得者	被災者 (災害から 3年以内)	高齢者	障害者	子どもを 養育して いる者	その他 住宅確保要配慮者
住宅確保要配慮者の 入居戸数 (累計) の 属性別内訳						
うち要援助者の 入居戸数 (累計) の 属性別内訳						

(注) 一の住戸に入居する住宅確保要配慮者が複数の属性に該当する場合は、当該住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 高齢者かつ障害者である者が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。) 一の住戸に入居する世帯に、属性の異なる複数の住宅確保要配慮者が含まれる場合は、当該世帯の住宅確保要配慮者が該当する属性全てに計上する。(例: 一の住戸に、高齢者である親と障害者である子が入居した場合は、高齢者に1、障害者に1を計上する。)

2 要援助者に対する居住安定援助 (安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ) の年度実績 (年度)

(1) 要援助者に対する居住安定援助 (安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ) の提供体制

外部委託の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
委託の内容	
外部委託契約書の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
外部委託の特記事項	

(2) 要援助者に提供した安否確認 (1日に1回以上) の実施状況

実施方法 (該当するもの すべて)	<input type="checkbox"/> 通信機器 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> その他 ()
延べ異常発生回数	

異常発生後の対応結果	入居者の状況	異常あり (件) ⇒うち死亡件数 (件) 無 事 (件)
	入居者の状況 異常ありの場合の 対応状況	対応あり (件) 対応なし (件) ⇒理由 ()

(3) 要援助者に提供した見守り(1ヶ月に1回以上)の実施状況

実施方法	
延べ実施回数	
実施状況	<input type="checkbox"/> 1ヶ月に1回以上見守りを実施した
	実施していない場合の理由

(4) 要援助者に提供した福祉サービスへのつなぎの実施状況

つなぎを行った合計人数

新規につなぎを行った合計回数						
属性(重複可)	自治体		自治体の相談機関		民間事業者等	
	つなぎ先名	新規回数	つなぎ先名	新規回数	つなぎ先名	新規回数
低額所得者						
被災者 (災害から3年以内)						
高齢者						
障害者						
子どもを 養育している者						
その他 住宅確保 要配慮者						

実施状況	<input type="checkbox"/> 要援助者に必要なつなぎを実施した
	<input type="checkbox"/> 福祉サービスにつなぐ必要がなかった
	<input type="checkbox"/> その他 ()

3 認定住宅入居者^(※1)に対する居住安定援助(「2 要援助者に対する居住安定援助(安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ)」以外)の年度実績(年度)

提供した居住安定援助(「2 要援助者に対する居住安定援助(安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ)」以外)の内容 ^(※2)	提供を受けた認定住宅入居者数	提供を受けた認定住宅入居者の主な属性 ^(※3)

- (※1) 法第46条第1項に規定する認定住宅入居者(認定住宅に入居する住宅確保要配慮者)をいう。
(※2) 「認定住宅入居者(要援助者以外)に対し、居住安定援助を実施した場合」及び「要援助者に対し、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ以外の居住安定援助を実施した場合」について記載。
(※3) 低額所得者、被災者(災害から3年以内)、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅確保要配慮者(具体的に記載)。